

○総務省告示第四百二十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、令和二年総務省告示第百八十号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 後

各 出 前

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備 考
[略]				
66GHzから 71GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、 <u>5</u> W以下に限る。
	[略]	[略]	[略]	[略]
92GHzから 100GHzまで	北海道総合通 信局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。 東京都（小笠原諸 島を除く。）、千 葉県及び神奈川県 の区域に限る。
	中国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
	152GHzから 164GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下

周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力 (注2)	備 考	
[同左]					
66GHzから 71GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	<u>1500W</u> 以下	空中線電力は、 <u>1</u> W以下に限る。	
	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	
92GHzから 94.4GHzまで	北海道総合通 信局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下		
	東北総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下		
	中国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下		
	四国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下		
	九州総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下		
	95GHzから 100GHzまで	東北総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
		中国総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下	
四国総合通信 局管内		令和4年6月 30日まで	0.1W以下		
	九州総合通信 局管内	令和4年6月 30日まで	0.1W以下		

270GHzから 275GHzまで	信越総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	1W以下	
287.5GHzから 312.5GHzまで	関東総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	任意の1GHz幅にお ける等価等方輻射 電力が1000W以下	空中線電力は、5 W以下に限る。

[(注1) ・ (注2) 略]

270GHzから 275GHzまで	信越総合通信 局管内	令和7年6月 30日まで	1W以下	
----------------------	---------------	-----------------	------	--

[(注1) ・ (注2) 同左]

備考 表の [] の記載は出回りのみ